

事業所各位

震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の手続きについて

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、給油取扱所等や危険物施設が被災したことや、被災地への交通手段が寸断されたこと等により、ドラム缶や地下タンクからの手動ポンプ等を用いた給油・注油や、危険物施設以外の場所での一時的な危険物の貯蔵など平常時とは異なる対応が必要となり、消防法第10条第1項ただし書きに基づく危険物の仮貯蔵・仮取扱いが数多く行われました。

これらの状況を踏まえ、震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等（少量危険物の貯蔵・取扱いを含む）の安全対策及び手続きに係るガイドラインが策定されました。

つきましては、震災時等において臨時的に危険物の仮貯蔵・仮取扱い等が想定される事業所様は、被害状況に応じて講ずべき安全対策や必要な資機材等の準備方法について具体的な実施計画を策定し、消防本部と事前に協議し勧めていただくようお願いします。

想定される事案例

- 1 ドラム缶等による燃料の貯蔵及び取扱い
- 2 危険物を収納する設備等からの危険物の抜取り
- 3 移動タンク貯蔵所等からの給油・注油等
- 4 救援物資等の集積場所で危険物を貯蔵等

★ 事前に消防本部と協議して実施計画書を策定した場合のメリット ★

事業所等が消防機関との間で、実施計画や事務手続き等について事前に協議し合意しておくことで、危険物の仮貯蔵・仮取扱いの申請から承認までが大幅に短縮されます。

申請に必要な手続き

- ・危険物仮貯蔵仮取扱い承認申請書
- ・危険物の仮貯蔵・仮取扱いの実施計画書
- 添付書類・・・安全対策、管理状況、案内図、仮貯蔵・仮取扱い実施予定場所の構造図、敷地の見取図、その他必要な事項

消防法第10条第1項（危険物の貯蔵・取扱いの制限等）

指定数量以上の危険物は、貯蔵所以外の場所でこれを貯蔵し、又は製造所、貯蔵所及び取扱所以外の場所でこれを取り扱ってはならない。ただし、所轄消防長又は消防署長の承認を受けて指定数量以上の危険物を、10日以内の期間、仮に貯蔵し、又は取り扱う場合は、この限りではない。

問合せ先：西入間広域消防組合 消防本部

予防課 保安指導係

049-295-0119（代表）

049-295-0254（直通）